

低温・日照不足による水稻の生育遅延に伴う農業用水の取水期間延長に係る対応について

## 1. 農村振興局の対応

- (1) 7月29日 地方農政局等に対して水管理に係る指導文書を発出。
- (2) 7月31日 国土交通省河川局に対して天候不順に伴う農業用水の水融通に関する協力要請文書を発出。

## 2. 農業用水取水期間延長の実施

北海道管内(網走を除くほぼ全域)及び東北管内、北陸管内の一部の地域においては、低温・日照不足に係る水稻の生育の遅れが懸念されたことから、生育に必要なかんがい用水を確保するため、農業用水取水期間の延長を行った。

(平成21年9月30日時点)

局名	取水期間 延長地区数	取水期間 延長日数	実施状況 (実施済み)
北海道	794	5日間～26日間	794
東北	27	3日間～30日間	27
北陸	9	3日間～5日間	9

注) 延長地区数は河川取水に係る水利権単位の数である